第5次 海老名市

地域福祉活動計画

計画期間　令和2年度～令和6年度

社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

― はじめに ―

「笑顔でつながる共生のまちづくり」をめざして

近年、少子高齢化をはじめ、生活困窮者の増加、生きづらさを抱える方々の社会的孤立といった福祉課題が顕在化し、福祉に対するニーズが多様化し増大しています。

社会環境では、高度情報化の進展やグローバル化の中で、家族のあり方や住民の価値観、ライフスタイルの多様化が進み、人間関係の希薄化が懸念されています。

こうした私たちを取り巻く様々な環境の中で、住民一人ひとり誰もが社会関係の中で認められ、自ら主体的に生活できる地域を目指し、このたび、令和２年から令和６年度までの５か年計画として「第５次地域福祉活動計画」を策定いたしました。今後はこの計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進し「笑顔でつながる共生のまちづくり」に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜わりました地域福祉活動計画推進委員会委員の皆様に心からお礼を申し上げます。

社会福祉法人　海老名市社会福祉協議会
会　　長　　前　田　　洋　子

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・　1

２　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・　2

３　計画の期間と進行管理　・・・・・・・・・・・　3

４　計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・　4

（１）基本理念　・・・・・・・・・・・　4

（２）基本目標　・・・・・・・・・・・　5

５　計画の体系　・・・・・・・・・・・　7

第２章　施策の展開

１　「計画の進行」の考え方　・・・・・・・・・・・　9

２　基本目標１　・・・・・・・・・・・　10

３　基本目標２　・・・・・・・・・・・　23

４　基本目標３　・・・・・・・・・・・　29

コラム　・・・・・・・・・・・　36

第３章　資料

１　海老名市の現状　・・・・・・・・・・・　37

２　海老名市社会福祉協議会の体制　・・・・・・・・・・・　41

３　第５次地域福祉活動計画推進委員会審議経過　・・・・・・・・・・・　42

４　意見提出手続(パブリックコメント)の実施　・・・・・・・・・・・　43

５　用語の解説　・・・・・・・・・・・　44

６　第５次地域福祉活動計画推進委員会委員名簿　・・・・・・・・・・・　46

７　社会福祉法人海老名市社会福祉協議会
地域福祉活動計画推進委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・　47

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民や関係機関・団体がお互いに支え合い協力して、福祉の課題解決に取り組むことです。

つまり、ふだんのくらしをしあわせ にするために、地域が一体となって課題解決に向けて助け合って行動することです。

しかしながら現状では、少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化し、地域のつながりの希薄化、若者･高齢者等の引きこもりや生活困窮者の増加など、地域が抱える課題やニーズは複雑化･多様化しています。

このような複雑化･多様化するニーズや課題は、公的サービスだけでは制度の狭間で見過ごされてしまったり、また、住民相互の助け合い･支え合い活動だけでも解決が困難な場合があります。双方が一体となって取り組むことにより、課題の解決へとつながり、安心して暮らせるまちの実現へ向けた地域福祉推進の一歩となるのです。

海老名市社会福祉協議会では、第４次地域福祉活動計画において、地域の困りごとを発見･共有していくためのしくみや関係機関･団体との関係づくり、福祉共育としての人づくり、元気で楽しいまちづくりを目標とし、地域活動を支援してまいりました。この度、第４次計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを継承するとともに、地域福祉の新たな概念である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを地域の皆さまと共に推進していくため、令和２年度から令和６年度までの５か年計画として第５次地域福祉活動計画を策定します。

2 計画の位置づけ

社会福祉法により、地域福祉を推進するために、市では地域福祉計画を策定することが定められており、これは、海老名市の地域福祉推進の大きな方向性を示すものです。一方、地域福祉活動計画は、住民の地域福祉への参加意欲の高揚を図り、住民や福祉施設等関係機関･団体の参加や協力･連携など、多様な主体により地域福祉の推進を図っていくための具体的な行動計画です。この二つの計画は、相互に連携し、いわば車の両輪となって地域福祉を進めていくことになります。

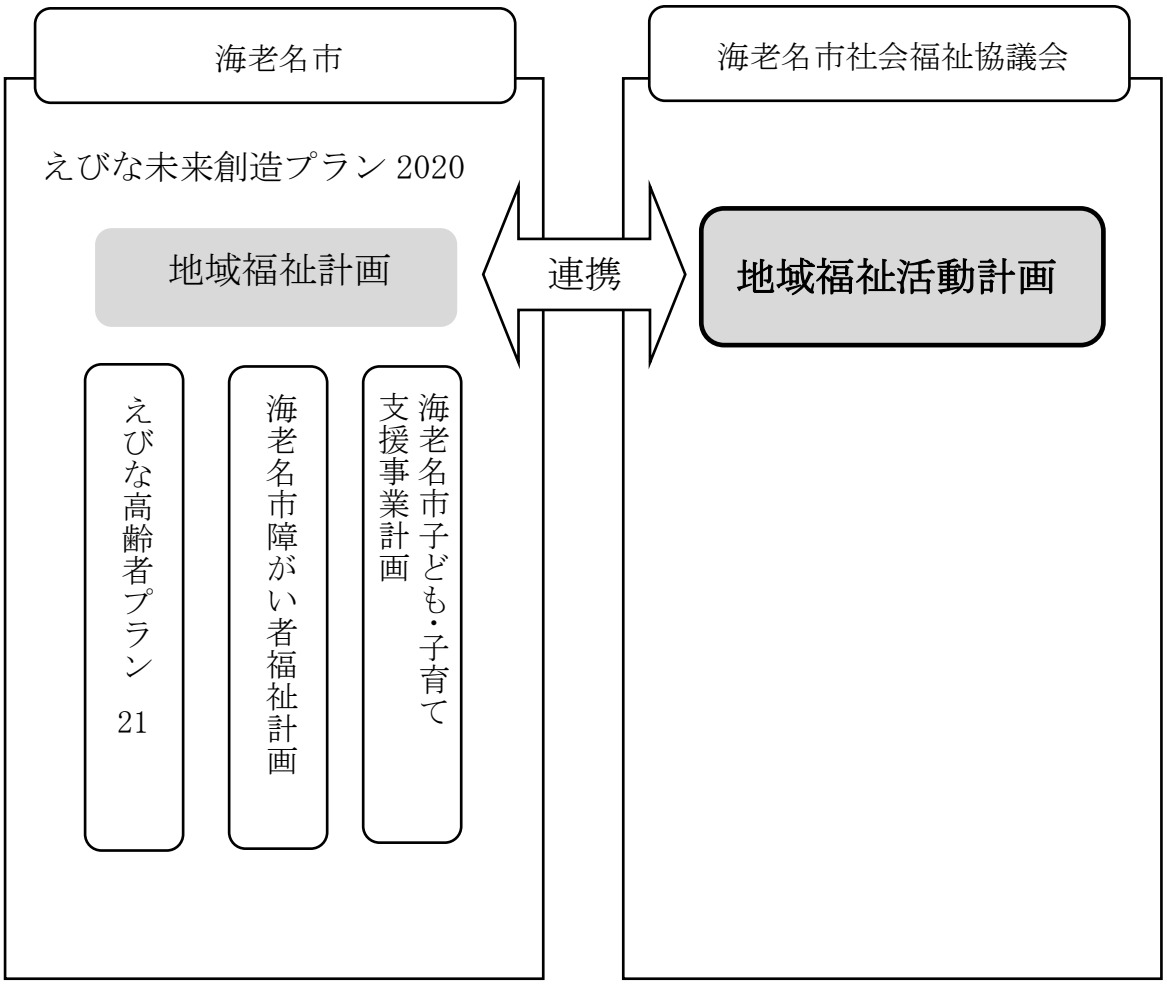

3　計画の期間と進行管理

第５次地域福祉活動計画は、令和２年度から令和６年度までの５か年を期間とします。

社会福祉制度改革や諸施策及び社会情勢の変化などを勘案し、中間的な見直しを行います。また、地域福祉活動計画推進委員会において、計画の実施状況の進行管理（把握･点検）を継続的に行っていきます。

	令　和 元年度	令　和 ２年度	令　和 ３年度	令　和 ４年度	令　和 ５年度	令　和 ６年度
計画策定	→					
実　施		→	→	→	→	→
評　価		→	→	→	→	→

中間見直し

4 計画の基本的な考え方

(１)基本理念

本計画では、これまでの計画の取り組みを踏まえながら、さらに住民一人ひとりが主役となり、地域で支え合って共に生きていく「地域共生社会」の実現に向け、以下の理念を設定し推進していきます。

笑顔で つながる 共生の まちづくり	
笑 顔	日々の生活の中で悩んだり困った時、まわりの人の笑顔に元気づけられたり、勇気をもらうことがあります。人の笑顔は、立ち止まってしまった時に一歩前に進む、そして生きる活力をも生み出す大きな力があるのです。そんな笑顔を地域に増やしたいという願いを表現しています。
つながる	生きづらさや課題を抱えている人も孤立することなく、社会の一員として地域とつながり関わりながら、自分らしい生活を送ることができる地域を目指していくことを表現しています。
共 生	地域活動の「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる、生きがいを持てる地域を目指していくことを表現しています。
ま ち	一人ひとりの生活の場であり、活躍の舞台である地域を表現しています。

（２）基本目標

基本理念「笑顔でつながる共生のまちづくり」を実現するために、以下の３つの基本目標を設定します。

基本目標１	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり
基本目標２	困りごとを丸ごと受け止めつながり続けるしくみづくり
基本目標３	信頼の基盤・体制づくり

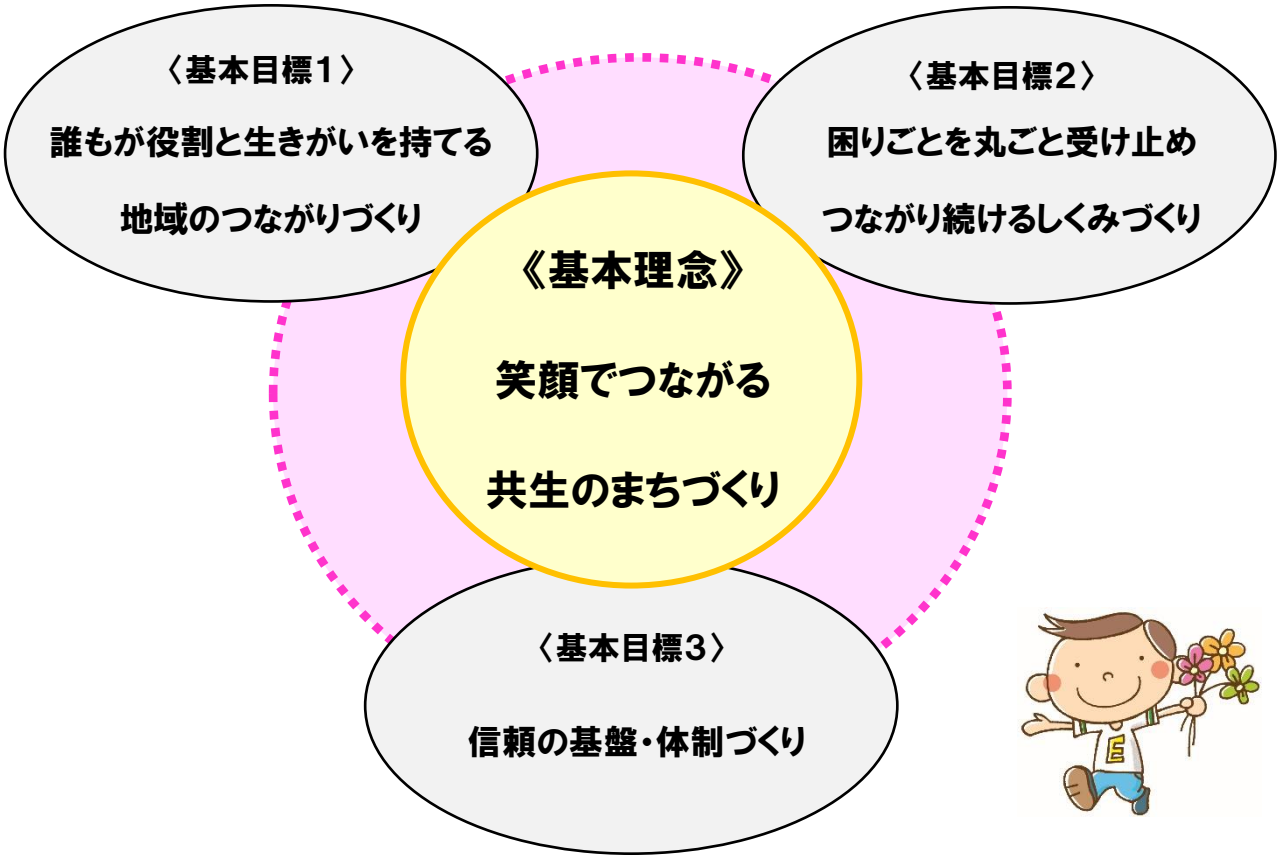

❍基本目標の内容

〈基本目標１〉誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり

高齢や障がいのある方だけでなく、住民誰もが役割と生きがいを持ちながらお互いに支え合える地域を目指します。また、様々な理由により生きづらさを抱えている方の孤立を防ぎ、社会とのつながりや参加を支援します。

〈基本目標２〉困りごとを丸ごと受け止めつながり続けるしくみづくり

地域の様々な困りごと相談をまずは丸ごと受け止め対応する、または関係機関につなぐとともに、自立に向けてつながり続ける継続的支援を目指します。相談者を中心とした伴走型支援に向け、多機関協働のネットワーク構築を推進します。

〈基本目標３〉信頼の基盤・体制づくり

社協の役割や機能を十分に発揮するための基盤強化と、体制づくりを進めます。活動の見える化を図り、より多くの市民の皆様、企業や関係機関等からの理解と信頼の得られる組織づくりと活動を目指します。

また、公益的な立場として、市内社会福祉法人間の連携･協働を進めます。

5 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	支援事業
笑顔でつながる共生のまちづくり	**基本目標1** **誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり** 高齢や障がいのある方だけでなく、住民誰もが役割と生きがいを持ちながら、お互いに支え合える地域を目指します。また、様々な理由により生きづらさを抱えている方の孤立を防ぎ、社会とのつながりや参加を支援します。	（1）支え･支えられる（お互いさま）のしくみづくり	①　地域福祉活動支援事業 ※ ②　生活支援体制整備事業（１層）
		（2）地域交流の場づくりや活動促進の支援	①　生活支援体制整備事業（２層） ②　介護予防普及啓発事業 ③　外出支援事業 （移送サービス事業、高齢者等外出支援車両運行事業）
		（3）ボランティア活動の支援	①　ボランティアセンター活動支援事業 （地域ボランティア育成事業、ボランティアグループ活動助成事業）
		（4）福祉共育（人づくり）の推進	①　ボランティアセンター活動支援事業 （福祉体験学習事業、福祉講習会等事業） ②　担い手養成事業
		（5）孤立の防止と社会参加への支援	①　福祉サービス利用援助事業 （日常生活自立支援事業、法人後見事業、えびな成年後見･総合相談センター事業） ②　障がい者支援事業 （共同受注窓口の運営事業、就労チャレンジ事業、喫茶スペースの運営事業）

※は、重点事業として位置付けるもの。

基本理念	基本目標	基本施策	支援事業
笑顔でつながる共生のまちづくり	**基本目標2** **困りごとを丸ごと受け止め つながり続けるしくみづくり** 地域の様々な困りごと相談をまずは丸ごと受け止め対応する、または関係機関につなぐとともに、自立に向けてつながり続ける継続的支援を目指します。相談者を中心とした伴走型支援に向け、多機関協働のネットワーク構築を推進します。	自立に向けてつながり続ける継続的支援体制の強化及び関係機関との連携･協働	① 福祉サービス利用援助事業 （日常生活自立支援事業、法人後見事業、えびな成年後見･総合相談センター事業 ※） ② 障がい者支援事業（K．T．S．） ③ 資金貸付相談事業 （生活福祉資金貸付事務、小口生活資金貸付事業） ④ 地域包括支援センター事業（基幹型地域包括支援センター事業） ⑤ 認知症対策事業（高齢者（認知症）あんしん補償事業） ⑥ 障害福祉サービス事業
	基本目標3 **信頼の基盤･体制づくり** 社協の役割や機能を十分に発揮するための基盤強化と体制づくりを進めます。活動の見える化を図り、より多くの市民の皆様、企業や関係機関等からの理解と信頼の得られる組織づくりと活動を目指します。 また、公益的な立場として、市内社会福祉法人間の連携･協働を進めます。	（1）社会福祉法人･企業等との連携強化	① 法人運営事業（法人運営事務〈社会福祉法人等連携強化〉） ② 企画広報事業 （会員増強事業〈賛助会費〉、ふれあい福祉事業） ③ 共同募金推進事業 （共同募金運動事務・年末たすけあい援護事業〈法人募金〉） ④ 福祉人材育成事業
		（2）災害時に備えた取り組みの推進	① 災害救援活動事業
		（3）組織の基盤強化と体制の充実	① 法人運営事業（法人運営事務〈組織強化〉※） ② 企画広報事業 （広報啓発事業、会員増強事業） ③ ふれあい基金運営事業 ④ 共同募金推進事業 （共同募金運動事務・年末たすけあい援護事業）

※は、重点事業として位置付けるもの。

第2章　施策の展開

「 計画の進行 」の考え方

個別事業における「計画の進行」については、以下の表現と意味合いで表記しています。

❒計画の進行について用いた表現と意味合い

○検討・・・事業内容の見直し等、方向性を検討していく。

○継続・・・事業内容に改善を加えながら、これまでの取り組みを継続していく（事業の縮小や廃止の可能性があるものも含む）。

○充実・・・事業内容を充実させていく。

○拡充・・・事業の規模を広げていく等、重点的に取り組んでいく。

❒継続、充実、拡充の進度イメージ

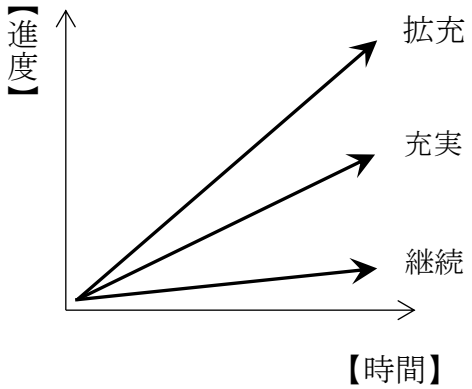

❒本計画内の進行パターン

５年間の進度イメージにより、以下の４パターンに分類している。

パターン	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	備　考
A	→ 充実	→ 拡充	→	→	→	重点的に取り組んでいく事業
B	→ 検討	→ 充実	→	→	→	内容の見直し等経て展開する事業
C	→ 充実	→	→	→	→	内容を充実させていく事業
D	→ 継続	→	→	→	→	改善を加えながら継続していく事業

1　基本目標1

基本目標　1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり
基本施策　(1)	支え・支えられる(お互いさま)のしくみづくり

現状や課題

地域では支え合いのための様々な取り組みが行われていますが、全市的な情報共有が不十分な状況です。また、多くの市民の支え合いに関する意識の向上も必要です。

住民の声

・隣近所の見守り合い（声かけ合い）はできる。
・「おたがいさま」といっても、自分は何もできない（支えること・助けることができない）気がする。
・支え合いの意識啓発が必要だ。

5年後に実現したい姿

誰もが自分の出来る範囲で「声をかけ合う・見守り合う・支え合う」ことのできる、双方向性の人間関係が豊かな地域づくりへの基盤が整備され、地域福祉への関心と意識が高まっています。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	【補助事業】地域福祉活動支援事業　※重点事業			地域支援グループ
事業概要	6地区に配置された生活支援コーディネーター（SC）が、それぞれの地域（地区社協）の「ありたい地域像」実現に向けて、相談助言支援を行います。				
取り組みの方向性	○令和3年度を目途に市内全域に地区社協が設立されることを目指し、働きかけを進めます。設立にあたっての圏域設定（設立単位：自治会単位・小学校単位・中学校単位等）については、その地域の歴史や課題、実情に応じて地域と協議し、地域福祉推進にあたっての最適な圏域設定を調整してまいります。 ○地区社協への補助金交付内容について、現行の世帯数を根拠とした補助金計算法からの見直しを検討します。 ○互助の基本単位である地区社協の取り組みに対し、支え合い活動の意欲がある地域住民が積極的に参画できるよう働きかけを行っていきます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→ 充実	→ 拡充			→

<table>
<tr><th>個別事業</th><th>②</th><th colspan="3">【受託事業】生活支援体制整備事業（1層）</th><th>地域支援グループ</th></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">市内全域担当（1層）として生活支援コーディネーター（SC）を配置しています。1層SCは市内全域に関わる課題を抽出し、課題解決に向けて関係機関とのネットワーク化を行います。</td></tr>
<tr><td>取り組みの方向性</td><td colspan="6">〇各2層（東部・北部・西部・中部・中央・南部）での地域における多様な地域づくりの取り組みの「見える化」と共有により、全市域的に地域福祉活動の活性化を図ります。〈２層SC支援及び情報集約・発信〉

〇各地域における課題から全市的な取り組みが必要な内容について、行政を含む市域でのネットワークへ働きかけ、多様な主体による解決策の検討を図ります。〈１層SCの各会議への参加または協議体開催〉

〇広く市民に対し、「支え合い」の必要性についての意識啓発を行っていきます。〈支え合いセミナー〉</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画の進行</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">→</td></tr>
<tr><td>充実</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

基本目標　1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり
基本施策　(2)	地域の交流の場づくりや活動促進の支援

現状や課題

市内各地において、住民主体の地域における取り組み（サロン等）が徐々に増えてきています。今後は、地域の実情に応じた圏域設定や内容の充実が求められています。

住民の声

・気軽に立ち寄って、おしゃべりできる場所が必要だ。
・いつまでも地域で楽しく自立した生活を送りたい。
・得意なことを活かして地域貢献したい。
・困ったときに「困った」と言える相手がいない。

5年後に実現したい姿

地域における支え合いの多様な取り組みが育まれ、日々の暮らしの困りごとや悩みをつぶやけるような、住民同士のつながりが生まれています。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	【受託事業】生活支援体制整備事業（2層）			地域支援グループ
事業概要	市内6地区に生活支援コーディネーター（SC）を配置しています。SCは、高齢者の社会参加や生活支援ニーズに着目し、地域にもともと備わっている力を発見し活かしながら、多様な主体と連携して地域づくりを行います。				
取り組みの方向性	地域における支え合いの多様な取り組み（通いの場・ちょいボラ・見守り・その他、近所づきあいなどなじみの人間関係）の発見と意味付け、足りない活動の創出と支援を通し、住民同士の支え合い活動を促進します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	②	【受託事業】介護予防普及推進事業			地域支援グループ
事業概要	体力の維持・向上及び地域交流の促進を図りながら、介護予防の普及啓発を目的に、より身近な地域で健康教室を実施します。また、地域住民主体の介護予防の取り組み促進のため、継続しやすい仕組みづくりを進めます。				
取り組みの方向性	現在の会場を継続しながら、新規会場の検討、住民主体での実施・継続を目指します。また、幅広い形の介護予防普及啓発を目指し、地域の実情に応じた実施方法を検討します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	③	移送サービス事業			総務企画グループ
事業概要	高齢者・障がい者の外出・移動支援を目的に、交通機関を単独で利用することが困難で車両の乗降に見守りが必要な方に、登録制・事前予約で「セダン型」（自家用車）による、有償送迎を実施します。				
取り組みの方向性	地域包括支援センターや関係機関と調整し、利用者（個別支援）の課題解決に向けて取り組みます。また、運転ドライバーの安全運転管理について研修などを企画します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

個別事業	③	【受託事業】高齢者等外出支援車両運行事業			総務企画グループ
事業概要	高齢者・障がい者の外出機会を増やし、買い物支援や健康増進につなげることを目的に、乗合制・予約なしで指定ルートを巡回する「ぬくもり号」を運行します。また、東柏ヶ谷地区で地域のつながりや介護予防・余暇活動を目的とした地域移動便「さくら号」を運行します。				
取り組みの方向性	行政との連携・調整を密に行いながら、買い物支援、健康増進、地域のつながりづくり、介護予防や余暇活動充実を目的とした、地域住民の外出促進・支援を行います。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

基本目標　1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり
基本施策　(3)	ボランティア活動の支援

現状や課題

近隣住民同士の関係が希薄になっています。地域の住民同士の助け合い活動を増やしていくため、気軽に参加できるボランティア活動の場、機会が必要です。

住民の声

・困った時にいつでも助け合いができる日頃からの関係づくりが必要だ。
・若い世代が気軽にボランティア活動ができる支援体制をつくることが必要だ。

5年後に実現したい姿

地域の福祉に関心・興味を持つ幅広い世代の住民が、ボランティア活動に参加、参画できる場や機会が整っています。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	【一部受託事業】地域ボランティア育成事業			総務企画グループ
事業概要	○ボランティアをしたい、依頼したい等の情報収集し、ボランティア活動の促進を図ります。 ○えびなボランティアフェスタを開催し、ボランティア活動の普及啓発を目的に、文化会館と図書館と共同企画事業（サンカンフェス）を実施します。 ○高齢者自身の健康増進・介護予防を目的に、介護ボランティアポイント制度（えびな元気お裾分けクラブ）を実施し、ボランティア活動などの社会貢献活動の調整を行います。				
取り組みの方向性	○ボランティア活動の促進を図るため、ＳＮＳを活用した情報周知を強化します。 ○ボランティア活動の普及啓発を目的としたえびなボランティアフェスタ（サンカンフェス）の充実を図ります。 ○介護ボランティアポイント制度（えびな元気お裾分けクラブ）実施にあたり、活動先（施設・個人宅）を増やすための働きかけを行います。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→			→
	検討	充実			

個別事業	①	ボランティアグループ活動助成事業			総務企画グループ
事業概要	ボランティア連絡協議会及び加盟団体の安定した活動を支援することを目的として、活動費の助成を行います。				
取り組みの方向性	ボランティア団体同士が交流ができ、継続して活動しやすい環境整備に努めます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

基本目標　1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり
基本施策　(4)	福祉共育（人づくり）の推進

現状や課題

地域のつながりづくりのために、地域で暮らす住民誰もが福祉に関心を持てるようなきっかけづくりが求められています。

住民の声

・幅広い世代のボランティアの発掘・支援が必要だ。
・地域で行われているボランティア活動について知りたい。

5年後に実現したい姿

地域で暮らす住民誰もが、お互いを理解しあい、「共に育つ・育てる」の実現に向けて地域福祉への関心が高まっています。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	福祉体験学習事業			総務企画グループ
事業概要	○小学校の児童を対象に福祉意識の向上を目的に「ふくし教室」を実施します。また、企業に対し、高齢者や障がい者への理解を目的に講師を派遣し、出前福祉講座を実施します。 ○ボランティアの次世代育成を目的に、中学生以上を対象とした「夏休みユースボランティア活動体験」を実施します。				
取り組みの方向性	○「ふくし教室」では、講師及び学校の担当教諭と連携しながら、継続的な事業展開に向けて取り組みます。 ○「夏休みユースボランティア活動体験」では、様々なボランティア体験ができるよう受入施設・団体の充実を図ります。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	①	福祉講習会等事業			総務企画グループ
事業概要	社会福祉活動への住民参加を促進します。市民活動センターと連携しながら、様々なボランティアの技能や、市民活動について知るきっかけとなる入門・養成講座の開催を支援します。				
取り組みの方向性	若い世代から高齢世代までが、様々な技能ボランティアや市民活動が学べるよう働きかけを行います。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	②	【受託事業】担い手養成事業			地域支援グループ
事業概要	高齢者の介護予防として、仲間づくり・社会参加のきっかけづくりとするとともに、地域づくりに欠かせない地域活動の担い手養成講座（年間）を開催します。				
取り組みの方向性	効果的な地域ボランティア育成の観点から、カリキュラムの見直し等を行います。また、地域で活躍する人材となっていただくため、地区社協やサロンへの「つなぎ」が重要であることから、卒業後のフォローアップ支援を強化します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

基本目標　1	誰もが役割と生きがいを持てる地域のつながりづくり
基本施策　(5)	孤立の防止と社会参加への支援

現状や課題

日常生活を送る中で、さまざまな問題が積み重なり、課題が複雑化してしまうことで、自身や家族だけでは身動きがとれなくなっていても、どこにも相談することができない状態になっている人がいます。

住民の声

・一人暮らしになり、話をする人が居なくなった。
・この先の事を考えるとどうなるのか不安だ。
・あるだけお金を使ってしまう、どうしよう。
・もっと地域社会の役に立っていると実感できる仕事がしたい。

5年後に実現したい姿

一人ひとりに寄り添い支援することで、多様化・複雑化する課題や不安を抱える人等が、役割や生きがいを持ち、社会とのつながりを感じられるよう支援体制が構築されています。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	【補助事業】日常生活自立支援事業			総合支援グループ
事業概要	福祉サービスの利用手続きや支払いが困難な方に対し、福祉サービスの利用支援・日常的金銭管理サービス・書類等預りサービスを提供します。				
取り組みの方向性	ご自身だけでは計画的にお金を使うことが困難である方などに必要なサービスを提供し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援します。また、制度について関係機関へ周知を行い、連携を図りながら事業を推進します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

個別事業	①	【補助事業】法人後見事業			総合支援グループ
事業概要	判断能力の一部または全部を失われている方々の身上監護のため、他に適切な法定後見人がいない方について、「補助人」「保佐人」「後見人」を引き受けます。法人が後見等を受け事務を行うことにより、長期的に関わり、継続した支援が可能となります。				
取り組みの方向性	財産の管理や、必要な福祉サービスの契約など本人の代わりに行うことで、お住まいの地域で生活を続けられる様に支援します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

個別事業	①	【受託事業】えびな成年後見・総合相談センター事業			総合支援グループ
事業概要	成年後見制度、権利擁護などの相談や、制度や属性に捉われない生活上の悩み、相談先がわからない相談の入口として総合相談の機能を推進します。				
取り組みの方向性	成年後見センターとして、地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等の関係機関と連携し、必要な方が制度を利用し、お住いの地域で安心して自分らしく生活できるよう、成年後見制度活用を推進します。 総合相談として、制度や属性に関わらず、生活上の諸問題の相談や、相談先がわからない相談の入口として、さまざまな機関とネットワークを形成し解決への方策を検討します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	②	【受託事業】共同受注窓口の運営事業			地域支援グループ
事業概要	障がい者の社会における活躍と自立した生活を目指し、働く環境を整えるため、就労支援事業所と企業等との仲介役となり、受注の拡大を推進し、障がい者の安定的な就労と工賃の確保を図ります。				
取り組みの方向性	障がい当事者の気持ちや暮らしに着目し、地域で豊かに暮らすための共同受注窓口の在り方を検討します。また、魅力的なホームページや自主製品の販売会企画などを通し、事業所等と企業等の相互理解を深めるためのPR活動を進めます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

個別事業	②	【受託事業】就労チャレンジ事業			地域支援グループ
事業概要	就労に向けて職場体験・業務実習を行うことにより、「はたらく」ことへの喜びややりがいを感じてもらうとともに、企業等への障がい者の理解促進につなげていきます。				
取り組みの方向性	就労移行支援事業所の職場体験等との役割の違いを整理し、就労チャレンジの在り方を検討していきます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

<table>
<tr><th>個別事業</th><th>②</th><th colspan="3">【受託事業】喫茶スペースの運営事業</th><th>地域支援グループ</th></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">市役所１階の喫茶スペースを活用し、一般就労を目指している障がい者の就労支援を行います。</td></tr>
<tr><td>取り組みの方向性</td><td colspan="6">多くの障がい者にとって、活用しやすい就労訓練及び中間的就労の仕組みを検討していきます。また、多くの市民に障がい者の「はたらく」場を知ってもらい、障がいの理解が進むよう取り組みの周知を進めていきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">計画の進行</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr>
<tr><td>継続</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

2 基本目標2

基本目標　2	困りごとを丸ごと受け止めつながり続けるしくみづくり
基本施策	自立に向けてつながり続ける継続的支援体制の強化 及び関係機関との連携・協働

現状や課題

・自身や家族だけでは日常生活を送ることが困難になっている人がいます。
・制度の狭間でサービスを受けられない人がいます。
・単独の機関だけでは課題が解決できないケースが増えています。

住民の声

・身近に頼れる人がいない。
・今まで自分でできていたことができなくなった。
・あるだけお金を使ってしまう、どうしよう。
・困りごとがあるけれど、どこに相談をしてよいのかわからない。

5年後に実現したい姿

・適切なサービスを利用することで、住み慣れたまちで自分らしく、自立した生活を送っています。
・どこに相談をしても、関係機関の連携により支援が円滑に行われます。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	【補助事業】日常生活自立支援事業			総合支援グループ
事業概要	福祉サービスの利用手続きや支払いが困難な方に対し、福祉サービスの利用支援･日常的金銭管理サービス・書類等預りサービスを提供します。				
取り組みの方向性	認知症や障がいなどにより必要なサービスが利用できなくなっている人たちに対し、適切なサービスが利用できるように、支援体制を整備していきます。また、利用者を取り巻く様々な状況に対応できるように、関係機関との連携を図ります。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	①	【補助事業】法人後見事業			総合支援グループ
事業概要	判断能力の一部または全部を失われている方々の身上監護のため、他に適切な法定後見人がいない方について、「補助人」「保佐人」「後見人」を引き受けます。法人が後見等を受け事務を行うことにより、長期的に関わり、継続した支援が可能となります。				
取り組みの方向性	○社協の特性である地域福祉のネットワークを活用し、本人らしい暮らしを実現できるよう支援します。また、多様化・複雑化する課題に対して、関係機関と連携しながら課題解決に取り組みます。 ○当協議会での受任基準を明確にし、他に適切な法定後見人がいない方の受任を進め、住み慣れたまちで自立した生活ができるよう支援していきます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→ 充実				→

個別事業	①	【受託事業】えびな成年後見・総合相談センター事業　※重点事業			総合支援グループ
事業概要	成年後見制度、権利擁護などの相談や、制度や分野に捉われない生活上の諸問題、相談先がわからない相談の入口として総合相談の機能を推進します。				
取り組みの方向性	判断力が低下し自身の力だけでは生活の継続が困難になってしまった方の権利を守るため、成年後見制度利用の促進をしていきます。また、支援が必要である状況にも関わらず、制度の狭間でサービスが受けられない状態にある方等の相談を受け、生活支援コーディネーターや関係機関や専門家と連携し総合相談機能を拡充していくことで、その方たちの生活を支えていきます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→ 充実	→ 拡充			→

個別事業	②	【受託事業】障がい者支援事業(K.T.S.)			総合支援グループ
事業概要	障がいを抱える方やご家族等からの相談･傾聴を通じ、相談者の不安軽減を図るとともに、適切なサービス利用へつなぐ等、支援をしていきます。				
取り組みの方向性	○傾聴を通じ、相談者が抱える課題を整理し、関係機関につなぐ役割を果たしていきます。 ○障がい者を支援する事業所と連携し、最新のサービス情報を取得することにより、相談者が必要とする情報の提供を行います。				
計画の進行	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	→	→	→	→	→
	継続				

個別事業	③	【(県社協)受託事業】生活福祉資金貸付事務			総合支援グループ
事業概要	低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯等に対し、経済的自立、生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図るため、県社協の貸付制度により資金の貸付及び相談支援を行います。				
取り組みの方向性	県社協の貸付制度による資金の貸付や相談支援を行うことにより、生活困窮世帯の経済的な自立を促します。 相談内容から、経済面以外の問題をくみ取り、当協議会で実施している事業や地区社協等で実施されている取り組み、支援機関や生活困窮者自立支援事業等につなげていきます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

個別事業	③	小口生活資金貸付事業			総合支援グループ
事業概要	他制度では貸付を受けられない一時的な生活困窮世帯に対して生活維持のため緊急に必要とする資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。				
取り組みの方向性	○県社協の貸付制度では対応できない低所得者世帯等で一時的に生活困窮している世帯に対し、緊急に必要とする一時的生活資金の貸付及び相談支援を行うことにより、経済的自立を促します。 ○相談内容から、経済面以外の問題をくみ取り、当協議会で実施している事業や地区社協等で実施されている取り組み、支援機関や生活困窮者自立支援事業等につなげていきます。 ○対象者の立場に立った貸し付け条件等の見直しを行っていきます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	検討	充実			

個別事業	④	【受託事業】基幹型地域包括支援センター事業			総合支援グループ
事業概要	市民・関係機関への医療・介護等の情報発信、地域包括ケアシステムの強化を目的に基幹型地域包括支援センターを運営します。				
取り組みの方向性	○市民、関係機関が海老名市の医療・介護・社会資源の情報を一元検索できるよう、海老名市医療･介護･地域資源総合検索システムの継続的な更新を進めます。 ○地域の課題解決に向けて、介護予防を含め個別事例による地域ケア会議を開催し自立にむけてつながり続ける継続的支援を目指します。 ○相談者を中心とした伴走型支援に向け、市内６地域包括支援センターのバックアップを行い、対応困難事例への対応時に関係機関との連携を図ります。 ○認知症になっても住み慣れた地域で過ごせるまちづくりを目指し、認知症施策の普及啓発（認知症サポーター養成講座、認知症講演会）を行い、市民の方とともに支援していく体制を構築していきます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	⑤	【受託事業】高齢者（認知症）あんしん補償事業			総合支援グループ
事業概要	認知症高齢者とそのご家族が安心して過ごせるように、一人歩きなどによる事故に対し、保険による補償制度を実施します。				
取り組みの方向性	認知症高齢者を抱える家族の日常生活を安心して過ごせるよう、万一の事故に対して、経済的な負担軽減が図ることのできる制度利用を支援します。 高齢者に限らず必要な人が利用出来るよう調整を図ります。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

個別事業	⑥	障害福祉サービス事業			総務企画グループ
事業概要	障がい者（身体、知的、精神）の居宅における日常生活を支援するため、ホームヘルプ及びガイドヘルプサービスを行います。				
取り組みの方向性	障がい者（身体、知的、精神）に対し、居宅介護計画に基づき、居宅介護員が家事援助、身体介護及び移動支援等のサービスを行います。また、障がい者の居宅介護ニーズに対応するため、関係機関と連携強化を図り、また、市内事業所の中で社協の担う役割について検討します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

3 基本目標3

基本目標　3	信頼の基盤・体制づくり
基本施策　（1）	社会福祉法人・企業等との連携強化

現状や課題

子どもの貧困や8050問題等、福祉課題の複雑化や福祉ニーズの多様化が進んでいます。これらの課題解決に向け、市内社会福祉法人等が連携し、住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせる地域の仕組みづくりが必要です。

住民の声

・社協がどんな活動をしているかよくわからない。
・市内でどんな地域活動が行われているか情報が得られない。（企業）
・地域の福祉のために貢献したいが、どうすればよいかわからない。（企業）

5年後に実現したい姿

他の社会福祉法人や企業、福祉事業者等が社協の活動を深く理解し、地域福祉の向上にむけて連携した取り組みが進められています。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	【補助事業】法人運営事務〈社会福祉法人等連携〉			総務企画グループ
事業概要	定款に定められた目的（海老名市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る）を達成するため、効果的な法人運営の推進を図ります。				
取り組みの方向性	市内の社会福祉法人の旗振り役を担い法人同士の情報共有を図ります。また、地域貢献に向け連携した取り組みの可能性を検討し展開します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→ 検討	→ 充実			→

個別事業	②	会員増強事業〈賛助会員〉			総務企画グループ
事業概要	地域福祉に参画していただくことを目的として、企業及び各種団体等の協力を得て、賛助会員の加入促進を図ります。				
取り組みの方向性	より多くの方に会員となっていただくため、積極的に地域に出向き、市民や企業に対し会費の使途等について説明を行い、社協活動の賛同者の増強に努めます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実	拡充			

個別事業	②	ふれあい福祉事業			総務企画グループ
事業概要	障がい者とその家族、ボランティアが交流し、親睦を深めることを目的に、障害者団体連合会とボランティア連絡協議会との共催により三者交流事業を実施します。また、市内企業への障がい理解の普及啓発として、企業協力について働きかけを行います。				
取り組みの方向性	障害者団体連合会、ボランティア連絡協議会と連携しながら継続的な事業を実施します。また、障がい理解に向けた普及啓発として市内の企業に積極的に足を運び、協賛品や寄附金等の働きかけを行います。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

個別事業	③	共同募金運動事務・年末たすけあい援護事業			総務企画グループ
事業概要	地域福祉の推進を図るため、共同募金会海老名市支会と連携しながら、共同募金運動（赤い羽根募金及び年末たすけあい募金）の啓発活動を実施します。				
取り組みの方向性	企業、事業所、団体等に共同募金の趣旨や使途を理解していただけるよう、積極的に地域に出向いて説明を行い、共同募金運動を通じての更なる連携強化を図ります。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	④	【補助事業】福祉人材育成事業			総合支援グループ
事業概要	市内在宅福祉サービスを担う人材の安定的な確保を目的として、ガイドヘルパー養成研修、同行援護従業者養成研修、介護職員初任者研修（旧ヘルパー２級）を実施します。				
取り組みの方向性	外部に講師を依頼することで社会福祉法人や企業等と協同して福祉人材を育成します。初任者研修の通信制など、受講しやすい方向で進めるとともに、修了時の就職先として市内の各法人の施設を紹介する等、法人間の連携強化を図ります。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	継続				

基本目標　3	信頼の基盤・体制づくり
基本施策　(2)	災害時に備えた取り組みの推進

現状や課題

発災時の地域に対する社協の役割を明確化し、広く住民に周知するとともに、迅速に対応するための職員間の連携体制づくりが必要です。

住民の声

・災害時に社協が何をしてくれるのか役割がわからない。
・災害ボランティアセンターをどのように運営していくのかわからない。

5年後に実現したい姿

発災時、協定に基づき海老名市・災害ボランティア・他団体と連携し災害救援ボランティアセンターが円滑に運営されています。また、地域住民が社協に対し安心・信頼感を持ち、日常生活を取り戻すために協力し合って生活しています。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	災害救援活動事業			総務企画グループ
事業概要	平常時及び災害発生の対応・協力体制の整備のため、海老名市及び災害ボランティアネットワークとの連携を深め情報共有を図ります。				
取り組みの方向性	災害ボランティアの育成に努め、災害救援ボランティアセンターの円滑な開設運営に向け、関係機関との連携強化を図ります。また、発災時、社協職員としての十分な役割を果たせるよう、職員間の連携体制の充実を図ります。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

基本目標　3	信頼の基盤・体制づくり
基本施策　(3)	組織の基盤強化と体制の充実

現状や課題

悩みを抱えている方の総合相談窓口としての機能が十分に果たせていない状況です。複雑化している個別課題をもとに誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりにつなげていくため、組織基盤の強化と体制の充実、各職員のスキルアップ等が必要です。また、安定した社協活動を継続していくため、更なる財源の確保が必要です。

住民の声

・普段のくらしの中で困りごとがあるが、相談場所がわからない。
・社協の活動がよくわからない。
・福祉に関わる情報がほしい。
・地域の福祉のために寄付をしたいが、どこに持参すればよいかわからない。

5年後に実現したい姿

社協活動が地域から十分に理解され、賛同･応援が得られる信頼ある組織へと更なる成長を遂げています。住民や関係機関･団体と一体となって、地域福祉向上のため取り組みを進めています。

～具体的な取り組み～

個別事業	①	【補助事業】法人運営事務〈組織強化〉※重点事業			総務企画グループ
事業概要	定款に定められた目的（海老名市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る）を達成するため、効果的な法人運営の推進を図ります。				
取り組みの方向性	地域福祉推進の旗振り役としての機能を果たすため、職員のスキルを高め、第5次活動計画に基づき活動します。属性にかかわらず、困りごとを丸ごと受け止める総合相談支援体制充実のため、法人基盤の強化や財源確保、グループ間連携を強めること、適切な人員配置等の体制づくりに努めます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→ 充実	→ 拡充			→

個別事業	②	広報啓発事業			総合支援グループ
事業概要	市民の福祉への理解と関心を促進するため、「社協えびなぬくもり通信」やホームページやフェイスブックにより、最新の福祉情報や社協事業、地域福祉活動の紹介を行います。 その他、福祉を身近に感じていただくきっかけとなるよう、市民まつり等の集いの場や、市民団体等が行うイベント等に参加します。				
取り組みの方向性	子どもから高齢者まで誰もが、必要な時に必要な福祉情報が得られるよう、広報紙やホームページ、SNS等様々な媒体を活用してわかりやすく情報発信します。また、社協を身近に感じ、活動への理解を一層深めていただけるよう、時代に合った新たな情報発信手段について検討していきます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	②	会員増強事業			総務企画グループ
事業概要	地域福祉に参画していただくことを目的として、自治会、企業及び各種団体等の協力を得て、一般会員や賛助会員の加入促進を図ります。				
取り組みの方向性	減収が見込まれる中ではありますが、市民や企業へ会費の使いみち等について説明を行い、人的・財源的に支えて下さる方（＝会員）の増強に努めます。会員を増やす為、加入すると受けられるメリット等について整理･検討を行います。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	③	ふれあい基金運営事業			総務企画グループ
事業概要	寄附金を受け入れ、地域福祉活動の充実に向けて、ふれあい基金として積み立てを行い将来の活動に備えます。				
取り組みの方向性	広報紙、ホームページ、フェイスブック等を活用し、社協活動をわかりやすく発信するとともに寄附金について周知・依頼を行います。また、地域貢献型自動販売機の設置促進等、財源確保に向けた取り組みを推進します。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

個別事業	④	共同募金運動事務･年末たすけあい援護事業			総務企画グループ
事業概要	地域福祉の推進を図るため、共同募金会海老名市支会と連携しながら、共同募金運動（赤い羽根募金及び年末たすけあい募金）の啓発活動を実施します。				
取り組みの方向性	自治会や企業・事業所・団体に共同募金の趣旨や使途を理解していただけるよう、積極的に地域に出向いて説明を行いながら連携を深め、地域福祉推進や被災地支援、社協活動の貴重な財源となる共同募金の拡大に努めます。				
計画の進行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	→	→	→	→	→
	充実				

コラム column

～困った時はお互いさま～ 海老名の生活支援活動事例紹介

現在、急速な高齢化が進んでおり、海老名市においても４人に１人が高齢者の割合となっています。いま私たちの身近な地域では、人と人のつながりが気薄になり、孤独感や漠然とした不安を抱え暮らす人も増えています。

日常生活の“ちょっとした困り事”を住民同士の助け合いで解決する「生活支援活動」。海老名市内でも現在６団体が活動しています。

人と人のつながりを尊重し、生活に寄り添いながら地域住民の「困った…」に応える活動団体の取組みをご紹介します！

【エピソード１】

ミカンの木の剪定依頼

依頼者の喜びが、やりがいに

75 歳の高齢者世帯からミカンの木の剪定依頼がありました。作業内容は、庭に生えているミカンの木と、小木 4 本の剪定でしたが、小木の中には鋭いとげがあり、苦労しましたが、作業は２人で１時間程で終了しました。

「ミカンは常緑樹のため、冬になると日光が部屋に差し込まず寒々としていましたが、これからは部屋に日光が入り、暖かくなるでしょう。」と言って、とても喜んでくれました。

後日依頼者から下記のようなお礼のお手紙が支援者あてに届き、支援者としてうれしくなり、活動に一層のやりがいを覚えました。

（手紙全文）　過日は、大変お世話になりました。お陰さまで伐採していただいたミカンの木も今年は花をつけ、今では小さな実をつけています。足腰が悪くなり、踏み台１つ怖くて使えません。高い所に手が届かなくなり、近所の人に頼んでおります。皆様のお陰で大変助かっております。本当にありがとうございました。

【エピソード２】

杉久保小学校時の見守り

支援活動は、楽しいと思ってもらえることが一番

きっかけは、PTA 役員から下校時の見守りをする担い手がいないと相談があり、地区社協の生活支援事業で行うことになりました。

まず下校時の見守りができるボランティアを募ったところ 16 人の方が申し出てくれました。

見守りのシフト表を作るのは、なかなか大変ですが、支援活動は、義務化したら絶対にダメだと思うのです。だから皆さんが無理なく、そして楽しい！と思ってもらえるのが一番！

見守りを始めてから、子供たちが下校時にハイタッチしてくれたり、中にはランドセルから宿題のノートを広げて、宿題を教えてほしいとせがんでくる子もいますよ。子供たちとの何気ない会話が日々の楽しみでもあります。

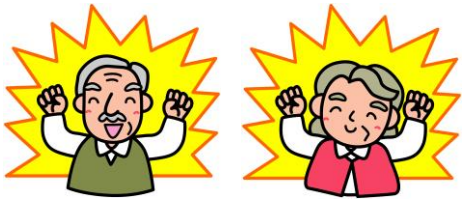

第3章　資料編

1 海老名市の現状

海老名市は、古くからの歴史や文化、河川や丘陵・農地など豊かな自然の広がりの中で、圏央道や鉄道が３線乗り入れているなど、交通の拠点としての利便性にも恵まれています。海老名駅周辺の大規模開発が急速に進み、人が集うにぎやかで活気ある街へとさらに発展していくことが見込まれます。

〈海老名市の各データ〉

①人口等　　（海老名市　世帯数と人口統計より）

年　次	世帯数	人　　口　（人）			１世帯当たりの人員（人）	人口密度（人/km²）
		総数	男	女		
平成 28 年 1 月 1 日	53,502	130,249	65,579	64,670	2.43	4,898
平成 29 年 1 月 1 日	54,210	130,688	65,711	64,977	2.41	4,915
平成 30 年 1 月 1 日	55,115	131,412	66,137	65,275	2.38	4,942
平成 31 年 1 月 1 日	56,429	132,824	66,905	65,919	2.35	4,995
令和　2 年 1 月 1 日	57,489	134,073	67,472	66,601	2.33	5,042

海老名市の人口や世帯数は、分譲マンション建築等の社会的要因等により年々増加傾向にあります。一方で１世帯あたりの人口は減少傾向にあり、核家族化の進行と高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

②人口推計　　（国立社会保障･人口問題研究所 H30.3/1 時点データより）

年　次	年少人口（0～14 歳）		生産年齢人口（15～64 歳）		老年人口（65 歳以上）		総数
	人数（人）	率（%）	人数（人）	率（%）	人数（人）	率（%）	人数（人）
令和　2 年(2020)	17,543	13.1	82,702	61.7	33,336	24.9	134,073
令和　7 年(2025)	15,967	12.2	80,396	61.3	34,728	26.5	131,091
令和 12 年(2030)	15,153	11.7	78,409	60.6	35,777	27.7	129,339
令和 22 年(2040)	14,153	11.4	68,956	55.8	40,576	32.8	123,685

※網掛けは推定値

海老名市の人口は、令和３（2021）年の 135,800 人まで増加し続け、その後は緩やかに減少する見込みです。年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加傾向が続くことが推定されています。海老名市では人口減少対策を講じることにより、10 年後の人口目標を 140,000 人としています。

③高齢者の状況　（令和２年度版保健福祉部の概要より）

年　次	高齢化率		寝たきり高齢者率		ひとり暮らし高齢者率	
	人数(人)	率(%)	人数(人)	率(%)	人数(人)	率(%)
平成 27 年度	29,340	22.50	681	2.32	2,076	7.08
平成 28 年度	30,487	23.30	770	2.53	2,236	7.33
平成 29 年度	31,354	23.80	792	2.52	2,409	7.68
平成 30 年度	32,116	24.25	838	2.60	2,562	8.17
令和元年度	33,308	24.64	868	2.61	2,658	7.98

海老名市の高齢化率は、全国データ 28.1%（H30.10/1 時点）と比較すると低率ですが、全国的な傾向と同様に年々進行し、高齢者の更なる増加が見込まれています。

④要支援･要介護認定者数　（介護保険事業計画[第７期]より）

	令和元年度			令和２年度
	推計値(人)	実績値(人)	増減率(%)	推計値(人)
要支援１	579	626	108.1	615
要支援２	812	911	112.2	862
要介護１	1,250	1,219	97.5	1,323
要介護２	779	720	92.4	828
要介護３	591	631	106.8	627
要介護４	584	547	93.7	621
要介護５	345	325	94.2	366
合計	4,940	4,979	100.8	5,242

※網掛けは推定値

海老名市の要支援･要認定者数は、合計では増加が見込まれている。要支援者数は減少が推定されています。

⑤認知症高齢者数　（えびな高齢者プラン 21［第 7 期］より）

区　分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 7 年度
認知症高齢者数（人）	2,838	2,966	3,043	3,496

※網掛けは推定値

海老名市の認知症高齢者数は、令和 2 年度まで増加が続くことが見込まれています。令和 2 年度からは 5 年間で 450 名程度の増加が推定されています。

⑥障がい者の状況（障がい手帳所持者数）　（海老名市障がい者福祉計画より）

年　次	身体障がい者（人）	知的障がい者数（人）	精神障がい者数（人）	計
平成 28 年度	3,250	753	856	4,859
平成 29 年度	3,281	816	1,006	5,103
平成 30 年度	3,267	874	1,087	5,228
令和元年度	3,277	900	1,158	5,335
令和 2 年度	3,274	949	1,167	5,389

※網掛けは推定値

障がい者手帳の所持者は、前年度と比較し、身体障がい、知的障がいはほぼ同等、知的障がいは 1.05 倍が推定されています。

⑦生活保護受給者の状況　（海老名市保健福祉部の概要より）

年　次	被保護世帯数（人）	被保護人員（人）	保護率（‰）
平成 27 年度	947	1,350	10.40
平成 28 年度	968	1,334	10.23
平成 29 年度	966	1,301	9.91
平成 30 年度	987	1,317	9.94
令和元年度	982	1,285	9.61

平成２５年度以降、景気の回復とともに保護率は減少傾向にあります。令和元年度の世帯類型では、高齢者世帯が 50.4%、傷病･障がい者世帯 31.9%、母子世帯 4.6%、その他世帯 13.1%であり、全体の 81.3%が単身世帯です。

2　海老名市社会福祉協議会の体制

社会福祉協議会（略して社協といいます。）とは、社会福祉法（第１０９条）にもとづき、各区市町村に設置されている社会福祉法人の民間団体です。民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面をもっています。住民の皆様のほか、ボランティア、福祉施設･団体･グループなどの市民活動の支援を行っており、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする組織です

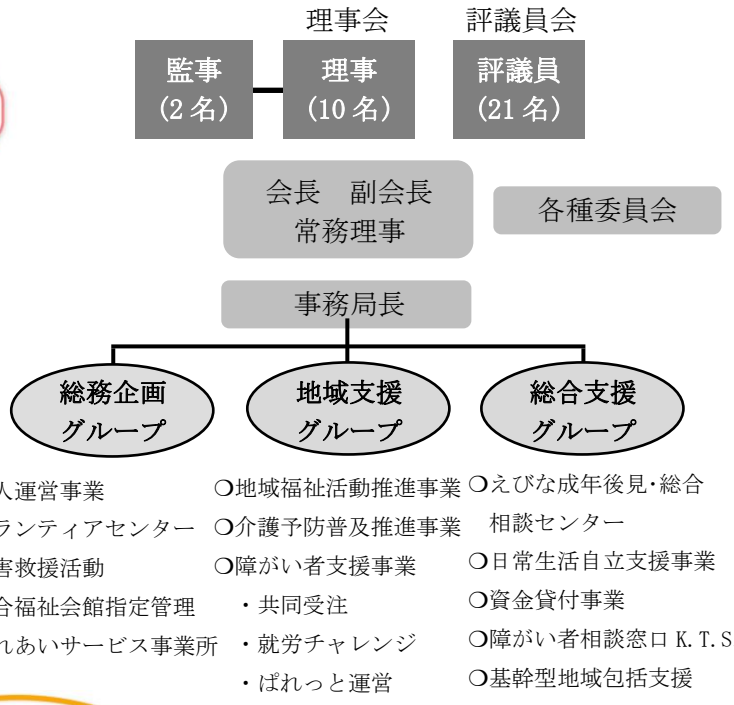

海老名市社協の目指すもの

海老名市社協では、住民の福祉活動支援・ボランティア活動支援、福祉課題を抱えた人の相談、在宅福祉サービス等を行うことで、『住民誰ものしあわせ＝地域福祉の実現』を目指します。

様々な地域福祉活動・事業を企画・実施しています

海老名市社協は、多くの皆さまに支えられています

3　第5次地域福祉活動計画推進委員会審議経過

開催日	会議名	議題・内容等
令和２年 １月２８日（火）	令和元年度 第３回	委員委嘱 ①第５次地域福祉活動計画骨子（案） について
令和２年 ２月２８日（金）	令和元年度 第４回	①パブリックコメントの結果について ②第５次地域福祉活動計画骨子（案） について ③推進目標１（施策の展開）について
令和２年 ９月１６日（水）	令和２年度 第１回	①推進目標２・３（施策の展開） について
令和２年 １０月９日（金）	令和２年度 第２回	①パブリックコメントの結果について ②第５次地域福祉活動計画（案） について

4　意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、意見提出手続（パブリックコメント）２回を実施しました。

〈受　付　方　法〉任意の書式による社会福祉協議会窓口への持込み、郵送、または
Ｅメールでの提出

〈周　知　方　法〉社会福祉協議会ホームページ

〈案 閲 覧 方 法〉社会福祉協議会窓口（市役所西棟･総合福祉会館）及びホームページ

【第１回】（期間）令和２年２月１４日(金)から令和２年２月２８日(金)まで

（内容）第５次地域福祉活動計画骨子(案)

（結果）意見提出者：なし、意見数：０件

【第２回】（期間）令和２年９月２５日(金)から令和２年１０月８日(木)まで

（内容）第５次地域福祉活動計画(案)（第２章施策の展開まで）

（結果）意見提出者：１名、意見数：１件

---

5 用語の解説

※五十音順に掲載しています。

❒介護ボランティアポイント制度

高齢者の方が介護施設等で社会貢献活動を行うと、活動内容に応じた「ポイント」を付与する制度（「えびな元気お裾分けクラブ」）。高齢者の社会貢献活動による健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献による生きがいづくりを目的としており、ボランティア活動で付与されたポイントは、海老名市、白石市、登別市の特産品などの記念品と交換することができる。

❒ガイドヘルプ

視覚障がいのある方等、一人で外出するのが困難な方について必要なサポートや介助を行う活動のこと。

❒権利擁護

認知症などによって、物事を判断できなくなった高齢者の権利を守り、その方が安心して自分らしく生活が送れるよう支援すること。

❒サンカンフェス（SUN CAN FES）

海老名市文化会館、海老名市立中央図書館、海老名市立総合福祉会館、お隣同士の３館がそれぞれの得意分野を活かして海老名のまちを盛り上げるイベント。音楽やマルシェ、ボランティア体験、ワークショップなど３館を楽しむことができる。

❒生活支援コーディネーター（SC）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。現在海老名市では、市内全域を担当する１層生活支援コーディネーター（１名）、地域包括支援センター圏域を担当する２層生活支援コーディネーター（６名）が配置されている。

❐成年後見制度

認知症や障がい等のために判断能力が不十分な人が地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為について、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重しながら同意や代理などを行う。

❐地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

❐地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

❐地区社会福祉協議会（地区社協）

住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助けあいを育てていくための組織で、地域住民や自治会、民生委員児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織のこと。私たちの生活上の多様な問題や課題について話し合い、解決に向けた活動や福祉の意識啓発のため、地域に根ざした福祉活動を行っている。現在市内１５か所で設立されている。

❐8050問題

「８０」代の親が「５０」代の子どもの生活を支えるという問題。背景にあるのは子どもの「ひきこもり」である場合が多い。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが顕在化してきている。

6 第5次地域福祉活動計画推進委員会　委員名簿

役　職	氏　　名	選　出　母　体
委員長	森川　紀子	地区社会福祉協議会（国分寺台地域福祉協議会）
副委員長	今福　秀雄	海老名市障害者団体連合会
委　員	高木　保己	地区社会福祉協議会（東柏ヶ谷３丁目地区社会福祉協議会「ささえ愛」）
	近藤　　正	海老名市自治会連絡協議会
	中谷　尚利	海老名市自治会連絡協議会
	村井　敏男	海老名市民生委員児童委員協議会
	千葉　八重子	海老名市民生委員児童委員協議会
	森　　眞一	海老名市ボランティア連絡協議会
	安ケ平　宏晶	社会福祉法人ケアネット
	太田　基和	海老名商工会議所
	渡邊　朋子	神奈川県社会福祉協議会（地域福祉推進部）
	堀嶋　康平	行政機関（海老名市福祉政策課）
	渡部　健	行政機関（海老名市障がい福祉課）
	田中　　歩	行政機関（海老名市地域包括ケア推進課）

7　社会福祉法人海老名市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置）

第２条　地域福祉活動を総合的かつ体系的に定め、協議会における地域福祉に関する事業を推進する協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及び進行管理を行うため、委員会を設置する。

（所掌事項）

第３条　委員会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域福祉活動に関する中期的な活動計画の策定に関すること。

(2) その他活動計画の策定に関し必要な事項。

(3) 活動計画策定後の進行管理に関すること。

(4) その他、会長が必要と認めた事項

（組織）

第４条　委員会は、１５名以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次の各号のうちから選出し、会長が委嘱する。

(1) 地区社会福祉協議会関係者

(2) 自治会関係者

(3) 民生委員児童委員関係者

(4) 当事者団体関係者

(5) ボランティア関係者

(6) 社会福祉施設関係者

(7) 企業・商工関係者

(8) 行政等関係者

(9) 学識経験者

(10) その他会長が必要と認めた者

（任期）

第５条　委員の任期は２年とする。ただし、再任することができる。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　前項の会議は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

（作業部会）

第８条　委員会に第３条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、協議会各課の職員をもって構成する作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会の構成員（以下「部員」という。）の任期は、活動計画の策定が完了するまでの期間とする。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は総務課長をもって充て、副部会長は、部員の互選により選出する。

４　部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　部会の会議は、部会長が召集し、会議の議長となる。

７　部会長は、必要に応じ部員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

８　部会の運営については、部会長が決定する。

（庶務）

第９条　委員会及び部会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会の会議に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成16年８月９日から施行する。

２　地域福祉活動計画進行管理委員会設置要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年７月１日から施行する。

第5次 海老名市 地域福祉活動計画

令和2年10月

発　行	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会
編　集	地域福祉活動計画プロジェクトチーム
	〒２４３−０４９２
	海老名市勝瀬１７５−１（海老名市役所内）
電　話	０４６−２３５−０２２０
E-Mail	ebina-shakyo@ebina-shakyo.or.jp
ＵＲＬ	http://www.ebina-shakyo.or.jp/